

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月19日

佐賀県知事職務代理者

佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

佐賀県条例第89号

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和30年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第3条 略 2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の155</u> 」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。	第3条 略 2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

第2条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第3条 略 2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の140</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。	第3条 略 2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第1号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については同項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の147.5</u> 」と、「100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。